

二級建築士の免許取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、二級建築士の免許を取消したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 20 日

岐阜県知事 江崎 複英

1 免許の取消しをした年月

令和 8 年 1 月 20 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

垣内 彰 二級建築士 岐阜県知事登録第 4446 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第一号による申請があったため。